

生駒市訓令甲第4号

生駒市職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年6月14日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

生駒市職員被服貸与規程（昭和46年4月生駒市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「、経済振興課農林係及び高山竹林園」を「及び経済振興課農林係」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年7月1日から施行する。